

## 第 41 回人口・社会統計部会議事録

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 28 日 ( 月 ) 9:58 ~ 11:35
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者  
( 部 会 長 ) 津谷 典子  
( 委 員 ) 廣松 毅、白波瀬 佐和子  
( 専 門 委 員 ) 大江 守之、濱 博文、望月 久美子  
( 審 議 協 力 者 ) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県  
( 調 査 実 施 者 ) 総務省統計局統計調査部：岩佐国勢統計課長ほか  
( 事 務 局 ) 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について
- 5 概 要

津谷部会長 まだ定刻まで若干時間がございまして、大江専門委員は交通機関の遅延によって、おいでになるのが 15 分ほど遅れるという御連絡をいただいておりますので、ただいまから第 41 回「人口・社会統計部会」を開催いたしたいと思います。

今回は、住宅・土地統計調査の変更に関する審議の最終回になります。

まず、本日の配布資料について、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

金子調査官 お手元の議事次第を御覧いただければと思います。「4 配布資料」で資料 1 から資料 4 を記載しているところであります。

まず、資料 1 は「第 39 回人口・社会統計部会結果概要」でございまして、内容的には既にメールで事前にお送りいたしまして、御確認をいただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

資料 2 は「現住居以外の『土地の取得時期』の活用について」で、前回の第 3 回目の部会において出されました調査事項の修正に関する確認事項に対する回答ということで、関係の資料としてお配りしているものであります。

資料 3 が「住宅・土地統計調査と住生活総合調査の統合の是非等の検討について」ということで、昨年 12 月 21 日に開催されました第 60 回「統計委員会」におきまして、本部会の結果概要について津谷部会長から委員会に御報告をいただいたところ、樋口委員長から、住宅・土地統計調査の前回答申や基本計画において指摘された事項のうち、本調査と住生活総合調査との統合の是非等に関する検討について、報告者負担の軽減の観点等から再度審議するようにとの御発言がございましたので、その審議のための資料としてお配りしているものであります。

資料 4 は住宅・土地統計調査の答申案であります。この答申案について本日御審議をお願いすることになります。

答申案につきましては、本部会での指摘により調査事項が変更された場合には、申請案と統計委員会修正案という形で比較できるような表を盛り込んでおります。

また、答申案では、時点修正を含めまして比較的軽微と思われる変更であり本部会で適当と御判断いただいている事項につきましては割愛させていただきます。

本日お配りしている資料は以上でございます。お手元がない場合はお申し出いただければと思います。よろしく願いいたします。

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の部会では、まず前回の部会での調査事項の修正に関する確認事項に対する回答について審議を行います。

次に、事務局からも御説明がありましたが、住宅・土地統計調査の前回答申や基本計画において指摘されている事柄のうち、本調査と住生活総合調査との統合の是非等に関する検討についての審議、その後、引き続き答申案に関する審議を行いたいと考えております。

このように本日の部会は審議事項がたくさんございますので、皆様方の効率的な審議への御協力についてよろしくお願いいたします。

また、本調査の部会審議は今回が最後でございますので、審議の状況によっては予定の審議終了時間である 12 時を若干超えることがあるかも知れません。各委員、専門委員におかれましては、御都合もおありかと思いますが、お時間の許す限り御出席いただければ幸いに存じます。

それでは、早速前回の部会において御意見のありました調査事項の修正に関する確認事項につきまして審議を行いたいと思います。ここでは本日お配りいたしました資料 2 を御覧いただければと思います。確認事項は調査票乙の現住居以外の「土地の取得時期」に関するものです。

では、総務省統計局から御説明をお願いいたします。

平澤課長補佐 おはようございます。総務省統計局国勢統計課でございます。よろしくお願いいたします。

前回の部会において、今、部会長から御説明のありました現住居以外の土地につきまして、「土地の取得時期」の事項についての選択肢区分を 14 区分から 7 区分に今回変更するという案を提示いたしました。この変更案につきまして、前回、政策利用上問題ないのかというような御指摘がございました。この点については、国土交通省ともお話しいたしましたので、お答えさせていただきたいと思います。

「土地の取得時期」でございますけれども、まず調査票乙の調査、それから、この調査事項の必要性について、お手元の資料 2 について御説明させていただきます。

我が国の不動産市場においては、バブル崩壊以降、地価が大きく下落しており、有効に利用されていない不動産が多数存在する状況になってきているところでございます。このような状況下、住宅や建物の質の向上を図るための投資を促進することが必要となっております。不動産投資市場あるいは不動産流通市場の整備を進めて活性化させ、価値向上の取り組みに関する施策を推進しなければなりません。このような観点から、本調査の結果が非常に重要な情報源となるというところでございます。

また一方で、これは前回の部会でもお話ししましたが、世帯の所有する現住居以外の土地の把握方法につきましては、前回の結果におきまして、面積の過小推計の可能性がある旨の注記を付した上で結果を出力しているという状況でもございまして、その原因とも考えられる記入者負担の軽減を図る必要があると考えております。このため、この調査事項の選択肢区分を 7 区分程度に削減する方法について検討を行ったところでございます。

政策的な観点でいきますと 3 つ目の でございます。研究会、それから、個別に国土交通省と調整したところでは、この事項の区分として最低限必要なところが、新耐震基準施行前後の昭和 55 年と昭和 56 年の境界及びバブル経済の影響に係る平成 2 年と平成 3 年の境界、この部分を区切る必要があるということでございました。昭和 56 年から平成 2 年ということではちょうどこの間 10 年でございますが、その区切りを明確にするといったところ、あとは結果の時系列比較ができるような形で、その前後も 10 年ごとに区切るということとし、今回の案とさせていただきます。

それから、前回の部会の中では現住居の敷地についても同様に少ない区分にしても良いのではな

いかというお話がありましたが、やはり住宅との密接な関連がある現住居の敷地につきましては、住宅政策の中でも直近における住宅に関する状況把握等を行うといった観点から、住宅の建築時期や入居時期と合わせ、従来の区分とすることとしております。

以上でございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見や御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

廣松先生、よろしいでしょうか。

廣松委員 今、御説明いただいたとおり、特に政策的なニーズも含めて、さらに報告者の記入負担を削減するという理由でこういう形になったということで了解いたしました。

津谷部会長 ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 それでは、御了承いただいたものとしたしたいと思います。

次に、前回答申及び基本計画において指摘されている事柄である本調査と住生活総合調査との統合の是非等に関する検討についてです。

本事項については先ほども御説明がありましたが、昨年12月8日の第1回部会において、総務省統計局から国土交通省住宅局との検討結果等を含め、指摘事項への対応状況について説明をしていただき、その内容について審議を行った結果、部会として了承いたしました。しかしながら、その審議結果概要につきまして、12月21日に開催された「統計委員会」で私から報告をいたしましたところ、樋口委員長から、住生活総合調査の報告者の負担軽減の観点等から部会において審議をしていただきたいとの御指示がありまして、本日再度審議するものです。

本事項につきましては、まず住宅・土地統計調査の調査実施者である総務省統計局から、引き続き住生活総合調査の調査実施者である国土交通省住宅局からそれぞれ説明をしていただき、その後にあわせて質疑を行いたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

岩佐国勢統計課長 それでは、まず総務省統計局から全体のこれまでの検討の概要につきまして御説明させていただきます。

資料3で御説明させていただきます。まず、資料の後ろから2枚目を見ていただければと思います。我々は今回、同時実施等につきまして検討を進めるということで、「住宅・土地統計調査に関する研究会」を開催し、検討してきたわけでございます。浅見先生に座長をお願いし、それ以外に関係府省等といたしまして国交省の3課長(国土交通省総合政策局建設統計室長、同省土地・建設産業局土地市場課長、同省住宅局住宅政策課長)、東京都の人口統計課長等にも御出席をいただき、一緒に検討してまいりました。

7ページでございますが、この検討の状況を時系列でまとめさせていただいております。23年9月から、最後は諮問の直前の24年11月までということで研究会を6回ほど開催させていただいております。その中で統合や同時実施についての検討をさせていただいて、24年7月に試験調査を実施し、その評価も踏まえまして研究会でまとめた上で諮問させていただいたというこれまでの検討の流れになっているわけでございます。

資料3の2ページ目でございます。「住宅・土地統計調査と住生活総合調査の概略」として、両調査の比較を表にまとめさせていただいております。それぞれの調査の概要を見ていただければと思います。

調査の目的でございますが、まず住宅・土地統計調査のほうは住宅、それから、住宅以外で人が居住する建物ということで空き家なども入ってございます。居住世帯の実態などを調査するという

こと、それから、住宅及び土地の保有状況を調査するというごさいまして、基本的に物理的、客観的な事項でございませう。住生活総合調査のほうは同じような中身もございませうが、居住世帯に対して居住環境を含む住生活全体に関する実態、居住者の意向・満足度などを総合的に調査するというごさいまして、物理的、客観的な事項にプラスして意識・意向に関する事項が含まれているものでございませう。

調査期日につきましては、平成 25 年 10 月 1 日に住宅・土地統計調査を予定しておりまして、住生活総合調査はその 2 カ月後ということございませう。

調査対象数でございませうが、住宅・土地統計調査は約 350 万世帯でございませう。居住世帯のない住宅、空き家についても調査対象ということございませう。住生活総合調査は、住宅・土地統計調査の調査対象の中から抽出した 9 万世帯でございませう。

調査方法は下に書いてございませうが、住宅・土地統計調査では、まず、調査対象となる地域を国勢調査の調査区から抽出し、さらにその調査区の中から調査対象の住戸を抽出するというごさいまして、住生活総合調査では、住宅・土地調査の調査区からいくつかの調査区を抽出し、その中の同じ世帯のいくつかを調査対象としているところございませう。

調査の流れでございませうが、住宅・土地統計調査は総務省から都道府県、市町村、指導員、調査員という流れで、基本的には調査員調査で行っておりまして、全国一律の流れとなつてございませう。住生活総合調査は、そういった流れのものもございませうけれども、都道府県から直轄で調査を行つたり、市町村から民間事業者に委託するような場合もあり、都道府県の状況に応じていろいろな調査手法がとられているということございませう。

調査項目については、住宅・土地統計調査は基幹統計調査でございませうので、従来から必要最小限の調査項目に絞つて調査をしてきております。15 年の 44 項目から 20 年に 40 項目にさせていただきまして、今回、震災項目をプラスしながらも 39 項目の調査事項について諮問させていただいているものでございませう。住生活総合調査は 15 年から 20 年のところでフェース事項を住宅・土地統計調査と共有しましたので、そういう意味ではそこで事項数を減らし、合理化が図られているということかと思ひます。

結果表章範囲でございませうが、住宅・土地統計調査はかなりサンプル数がありますので市区町村単位までの結果表章を行つておりますが、住生活総合調査はもう少し大きい単位での表章になっているかと思ひます。

これが両調査の概略でございませう。

3 ページです。「住宅・土地統計調査と住生活総合調査との関係整理」でございまして、これは先ほど説明いたしました研究会において、1 年以上かけて検討してきた中身になってございませう。

まず、住生活総合調査との統合の検討ということございませう。統合した場合、基幹統計調査として調査事項数が過大となるということございまして、調査事項の大規模な削減をしなければいけないということ検討してきたわけございませう。住宅・土地統計調査につきましては基幹統計調査でございませうので、従来から「統計委員会」等でも御審議をいただいて、基本的事項についてのみ調査を実施してきている状況でございまして、住生活総合調査も住生活基本計画などの策定等に必要な指標を得るための基礎調査でございませう。したがつて、調査事項の大規模な削減は困難であるということございませう。住生活総合調査については後ほど国交省からも調査の目的や大規模な削減はなかなか難しいといったようなところの御説明はしていただけるということございませう。

そういう意味では調査事項の大規模な削減は困難ということで、統合は困難であるとの結論が得られましたので、次に同時実施の検討をさせていただいたということございませう。調査の効率化、記入者負担の軽減を追求するというごさいまして、両調査の同時実施を検討させていただ

たわけでございますけれども、2ページで見ていただきましたように、両調査は規模もかなり異なっております。それから、調査の流れが違ったり、空き家を調べる、調べないも異なりますし、基幹統計調査、一般統計調査ということで、報告義務がある、ないということも含めまして、調査の特性としての違いがございます。そういったところには、かなり課題があるということで、なかなか同時実施の検討も難航したわけでございますが、同時実施の可能性を見出す必要があるということで、回収率や定量的観点から試験調査にて実地に検証を実施させていただいたわけでございます。

試験調査の結果、同時実施の場合、第1回目の部会でも御説明させていただきましたけれども、住宅・土地統計調査の回収率が大きく低下をしました。特に人口が集中しております大都市で10ポイント以上の回収率の低下が見られたということ。それから、本日、東京都が来られておりますけれども、かなり地方事務が煩雑化するとともに、調査員事務も大変になるということで、調査票の誤配布等が発生いたしております。経験値の高い調査員でも事務が混乱したという状況がございました。

こういった試験調査による検証などを踏まえまして、検討の結果、統合、同時実施は困難であるということございまして、さらなる記入者負担の軽減等を検討したということでございます。

調査事項も震災事項を含めた上でさらに整理をさせていただきました。

それから、住宅・土地統計調査が終了する時点で世帯に対し、このあと住生活総合調査という重要な調査が参りますというような事前周知をさせていただくことで、報告者の方のハードルを下げていくことができるのではないかと考えてございます。

地方においても、調査員の推薦を担う市町村の協力が必要となりますが、できるだけ住宅・土地統計調査を担当した調査員が住生活総合調査も担当することで、記入者のハードルを下げているのではないかとといったことも検討し、これを推進していきたいと考えているところでございます。

最後に、平成20年調査における状況をもう一度簡単に書かせていただいておりますが、20年調査ではフェース事項などを統合させていただきまして調査事項が減っております。住生活総合調査の回収率も86%ということで、一般統計としては比較的回収率が高いのではないかと考えております。そういう意味では、前回の調査方法についても一定の理解を得られた調査手法であるのではないかと評価もしているところでございます。

全体的な説明は以上でございます。

津谷部会長 それでは、国土交通省、お願いいたします。

芭蕉宮企画専門官 国土交通省住宅政策課の芭蕉宮と申します。

住生活総合調査について補足の説明をさせていただきます。

まず、この調査でどんなことを調査しているのかということで、調査票をお付けしておりますので御覧ください。「平成25年住生活総合調査調査票(案)」ということで、あくまで現段階の案でございます。今後一般統計調査の申請をさせていただくものになっております。全部で8ページございまして、 から まで8つのパートに分かれているものでございます。

簡単に御説明させていただきますと、まず大きな におきましては、住宅とか住宅の周りの環境についての評価として総合的評価、また2ページ目では項目別の評価を聞いております。

では「最近5年間の世帯事情の変化について」。

では「最近5年間の住み替え、リフォーム、建て替えについて」を聞いておりますが、住み替え、リフォーム、建てかえの内容については住宅・土地統計調査のほうで把握できますので、住生活総合調査ではその目的ですとか、あるいは次のページに行きまして変化の評価ですとか費用ですとか、そういったことを聞いております。

では「今後の住まい方について」ということで、今後の住まい方の意向、希望あるいは計画といったところを聞いております。住みかえ、リフォーム、建てかえ等の計画を聞いてございます。

に行きますと「現在お住まいの住宅以外の住宅などについて」ということで、2軒目の住宅をお持ちの世帯に対してその2軒目をどのように使っているか、またその中で空き家になっている住宅、2軒目は空き家にしていきますよという方に対して空き家の実態を詳細に聞く、これは昨今空き家が大変大きく問題化しているということを踏まえて今回新設を計画している事項でございます。

最後のページに参りまして、で子供との住まい方についての希望、高齢期になった時の子との住まい方の希望を聞いております。

で「要介護認定について」。

で住居費等についてというようなことで、全体8ページでございますが、このようなことを聞いてございます。

先ほどのA4横の説明資料に戻っていただきまして、4ページになりますが、「住生活総合調査の調査事項の必要性について」というところでございます。住生活基本法というものがございまして、それに基づいて住生活基本計画（全国計画）を国の住宅政策の基本的な方向を示すものとして策定しておりまして、最初、平成18年につくりましたが、平成23年3月に全部を変更して閣議決定されております。その中で計画の指標、成果指標及び観測・実況指標、意識・意向指標がございまして、そういったものを作成するのにこの調査の結果が必要だということでございます。

四角で囲んであるところが住生活基本計画に書いてある内容ですけれども、最後のところで「国民の住生活に関する意識・意向の状況についても施策選択の参考とすべきであるため、その把握に努める」とされておるところでございます。

その次の箱、当然ながら住宅政策の立案にこの結果を活用している、さまざまな施策選択に必要であると考えておるところでございます。また、漫然と毎回同じことをしているのではなく、5年ごとに社会状況の変化ですとか、政策課題の変化に応じてスクラップアンドビルドを行って、調査事項の見直しを行っておるところでございます。

また、都道府県でも住生活基本計画を策定することとされておりますが、そこにおきましてもさまざまな指標のもととして、この調査結果が活用されております。

続きまして、次の紙に参りまして、25年調査において住生活総合調査の中で報告者の負担軽減を考えていくということでございますが、最初の点は先ほども御説明がありました統計局の御協力によりまして事前周知を行うこと。

2つ目としまして、調査票の改善でございます。先ほど見ていただきましたけれども、前回まではB4判で白黒のものでございましたが、今回の調査票はなるだけ住宅・土地統計調査の調査票に寄り添って親和性を持たせて、それに回答した方がこちらスムーズに回答していただけるようにA4化、カラー化、マークシートを採用ということを行う予定としております。

調査事項の見直しですけれども、20年調査では10個大きな項目がありましたが、8つに整理する中で、具体的なスクラップアンドビルドについて右側に箱が4つ書いてございますが、今後の住まい方については従来2つに分けて、短期と中長期で聞いていたのですが、そこを統合したり、2つ目の箱はビルドのほうですけれども、先ほど申し上げました空き家の事項を追加させていただく予定。3点目は親子の住まい方について整理、また項目の削除を行った。4点目、住居費につきましては非常に忌避感の高い設問であった不動産の価値とか貯蓄残高といったものを今回削除する予定としております。

以上で住生活総合調査についての補足説明を終わらせていただきます。

津谷部会長 ありがとうございます。

では、このような御説明がございましたが、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

もしよろしいようでしたら、実査を担当していらっしゃる東京都、何かつけ加える点はございますでしょうか。

宮内人口統計課長 東京都においても総務省、国交省の研究会に参加して、両調査の同時実施、統合等について検討を進めてきました。また7月に世田谷区、荒川区において試験調査を実施しました。その中で統合もしくは同時実施についてですが、もともと住宅・土地統計調査単体であっても回収が困難になっている状況で、それがますます今後厳しくなっていく中でさらに住生活総合調査を加えて行っていくこととなりますと、実施する区や調査員の負担等が増加するというところで、荒川区、世田谷区等の話からも調査の円滑な実施が困難になると考えております。

一方、住生活総合調査においても住生活に関する施策に関係する状況を調査するわけですが、それはそれで施策を推進する上で必要なものだと考えておりまして、両調査の実施に当たっては、住宅・土地統計調査の実施時に住生活総合調査の案内をするという案が現実的な対応ではないかと考えております。

以上でございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

総務省統計局からの先ほどの御説明にもありましたように、住宅・土地統計調査の調査事項は基礎的な住生活関連施策のデータを把握する上で大変必要であるけれども最小限にとどめている。

そしてこの2つの調査の重複事項については、前回の調査で2つの調査のリンケージを実現するため必要な削除等を行っており、現段階では重複する事項はないという御説明であったかと思えます。

また国交省のほうからは、住生活基本計画が策定されており、その政策目標の達成度の把握のために住生活総合調査が非常に欠くことのできない調査であるということをお説明になったかと思えます。

この2つを統合することは、検討会も作って検討したけれども非常に難しい。同時実施はまた別の意味で難しい。実査上、担当部局の一つである東京都からの御説明でも、これはなかなか難しいということであったかと思えます。

ただ、一つだけ、できれば廣松委員にお尋ねしたいのですが、住宅・土地統計調査は基幹統計調査ですので、基本的には客観的な住生活に係る情報を収集するという目的で行われております。これには法的に報告義務があるわけですが、一方、住生活総合調査のほうは一般統計調査でございますので、そうではない。ここで御説明がありましたように、質問項目の相当な部分が意識・意向に関するものである。そこで、これら2つの調査を統合することの是非というか、可能性について、もし御意見がございましたらお願いしたいと思えます。

廣松委員 大変難しい御質問ですが、少し原則的なことを言うと、単に基幹統計調査、一般統計調査の区別だけではなくて、統計法の対象になるものは、まさに客観的な事項を調べるものであって、必ずしも意識的調査、あるいはアンケートに近いものだから一般統計調査にするということにはならないところもあると思うのです。ただ、住生活総合調査の場合には、そこはかなり政策的なニーズもあってこういう満足度等を調査なさっているというので、過去の経緯もあり、今それをあえて基幹統計調査という形で統合することに関しては、私の個人的な意見というよりも、法的な検討も必要になる大きな問題ではないかと思えます。

同時に、発言の機会をいただいたので先ほどの説明に関して質問ですが、2枚目の「住宅・土地統計調査と住生活総合調査の概略」の特に調査の流れとか調査系統のところ、住生活総合調査は

一般統計調査ですが、 から まで幾つかあるわけです。当然それぞれの都道府県ないし市町村、地方公共団体がこういう形でオーソドックスな指導員、調査員という流れでやるのか、あるいはの民間事業者を使うのか、それは地方公共団体の判断に任されているという理解でいいのですか。

芭蕉宮企画専門官 そういうことでございます。

廣松委員 確かに、基幹統計調査の場合も民間事業者を利活用する場合がありますが、こういう形で多様な調査系統がある中で、さらにそれを住宅・土地統計調査に合わせて統合して実施するとかなり混乱が起こる恐れがあると考えます。

その意味でまず私の個人的な意見として1回目のときにも申し上げましたが、総じて住宅・土地統計調査と住生活総合調査について、調査の規模、調査系統に関して、違いが大き過ぎると思います。本日の説明で住生活総合調査に関しては全国レベルにとどまらず、地方公共団体のほうでも政策ニーズが大変高いという御意見でしたので、その必要性はやはり否定できないだろうと思います。

一方で、住宅・土地統計調査は大調査で、これまた今の段階で調査系統も含めて変更することに関してはかなり大きなリスクが伴うような気がいたします。その意味では、平成25年調査として提案されている案に関してはそれなりの合理性があるのではないかと私は判断をいたします。

以上です。

津谷部会長 ありがとうございます。

そのほか何か御意見はございますでしょうか。

白波瀬委員、どうぞ。

白波瀬委員 結論から言いますと難しいと私も思います。ただ、委員長から再度審議が要求されたということをもう一度考えますと、恐らく説明の仕方に再考の余地があるのではないかと理解いたしました。

統合と同時実施ということなのですけれども、復習してみますと、最初は2つの調査を統合することの是非というところで、委員長が指摘された記入者負担の問題からもう少し説明が必要であるということではないでしょうか。委員長からの要望について私も想像の域を出ませんが、両調査については公表段階でリンケージされていると理解していますので、もしそういうことであれば一緒に実施してしまったほうが効率的ではないかということでしょう。別々の調査として実施してあとでリンクするよりも、統合して一つの調査として実施した方が政策的にもより有効なデータではないかというような意見ではないのかなと想像するのです。

ただ、そういうことになりますと、今、廣松委員や部会長もご指摘のように、何が基幹統計調査かという定義づけが統計法とも関連して問題となります。

ただ、もう少し記入者負担の問題として説明をそこに加えるべきというのが委員長から要求されていることではないでしょうか。そうなりますと、やはりどちらも幾ら質問項目を削ったとしてもこれ以上は削れないというものがあって、それを単純に統合すること自体は現実的にはかえって記入者負担をふやすのではないかということが多分一つのポイントではないかと思います。

統合することは調査自体のやり方が別々なので混乱を招くという説明については、もし統合すればやり方は理論的には1本化されるわけですから、そこで混乱が出るという理由は成り立たなくなってくるので、統合することが難しいという理由の1つとして、やはり記入者負担の問題をもう少し強調されるのがよろしいのかなと感じました。なおかつ同時実施はまさしくそのとおりで、やり方自体が違うので実施に混乱が生じるであろうという理由は妥当だと思えます。

以上です。

津谷部会長 ありがとうございます。

確かに前回の説明のときにということはあったかと思えます。記入者負担が非常に問題になっておりますが、廣松委員に御指摘いただいたように、実査担当者の負担もございまして、今、できる限り設問を削っているわけですが、削りに削って一緒にする、ただ住宅・土地統計調査には調査票甲乙、そして調査者調査、つまり実査担当者が記入する調査票もございまして、そこに住生活総合調査を統合するということは恐らく現段階では大幅な調査項目の縮減がない限り難しいであろうということは明らかかと思えます。

そうはいいながら、既に最大限削ってきているわけですので、これ以上削ってしまいますと今度は調査をする目的自身が問われることにもなってしまいますし、特に基幹統計調査である住宅・土地統計調査は実施をしなければならぬ調査で、収集する必要がある情報を提供するものであると思えます。

一方、住生活総合調査のほうも、基幹統計調査ではありませんけれども施策に不可欠な情報を収集するものであることを考えると、この部会としてはいろいろな情報を国土交通省と総務省統計局から提出していただいて御説明をいただいて話し合い、審議をもう一度し直した結果、この2つの調査の統合等は非常に困難であり、恐らく適切でないのではないかと結論を出さざるを得ないのではないかと思います。そうさせていただきますとよろしいでしょうか。

どうぞ。

廣松委員 今回の部会長のまとめで結構ですが、白波瀬委員がおっしゃった報告者の記入負担の問題ですが、これも大変悩ましいところがあって、考え方なのですけれども、大きな調査がどんと来る、縮小したとしてもこの2つが一度に来たときに報告者が受ける心理的な負担感、その場合回答にどれくらいかかるのでしょうか、回答に多分30分か40分かかるとしてその負担感と、項目数だけを量的に減らすということとは性質が違ふと思えます。このことは報告者負担、記入者負担の議論をするときにいつも出てくることで、マクロ的に量を減らせば良いのか、それとも記入者個人の記入に必要とされる時間も考慮して考えるべきなのか、さらにいま申し上げた最初に調査票を見たときの心理的な負担感も、結構回答するかしないかということに関係するようです。その点は試験調査等で実際にある程度数量的な面に関して検証を行っていただいていることですので、記入者負担に関して本委員会で説明するときに触れていただければ良いのではないかと思います。

津谷部会長 ありがとうございます。

平成25年調査案については恐らく統合は不可能であり、適切でもないであろうという結論にさせていただきたいと先ほど御提案申し上げましたが、もしこれら2つの調査の設問数を単純に足し上げると138項目ありますので、項目の数ではないと廣松委員はおっしゃいましたけれども、たとえこの一つ一つの設問が比較的ストレートなものであってもかなりな数になるであろうとも思えます。

私がそんたくいたしますに、恐らく委員長の御発言の真意は、客観的な部分で重複する調査項目があるはずなので、その部分を削ればもっと大きく削減ができるのではないかとこのものではないかと思うのですが、前回の平成20年の調査で特にフェース事項にかかわる客観的な部分についてはもう既に削減されているということであったと思えますので、今度この審議の結果である答申案を「統計委員会」で報告する際に、その点についても私のほうから再度御報告を申し上げたいと思えます。

何かその他ご意見ありますでしょうか。

どうぞ、望月専門委員。

望月専門委員 その件なのですけれども、私も委員長が再度審議してくださいと言われたときの負担軽減が、具体的にどういうことかというのがわからないのですけれども、その場では今おっしゃられたようなやりとりはなかったのですか。ただ漠然と負担軽減をもう少し考えてみたらという

指摘だったのでしょうか。

津谷部会長 近いうちに議事録が上がってくると思いますので、そこで御確認をいただきたいと思うのですが、もし私の記憶に誤りがなければ、この部分をどうしろという具体的な御指摘ではなかったかと思えます。ただ、委員長から、実施担当部局である統計局に対して若干の御質問がありました。ただ、統計委員会ではこのことだけを審議しているわけではありませんし、1回2時間という統計委員会の時間の中で、非常に細かい資料やデータを示しての話し合いではなかったかと思えます。先ほど私が申し上げたことはあくまでも私の理解というかそんなくです。その点について後で委員長に私が再度お尋ねしたわけではありません。

ただ、一つはっきりしていることは、もう一度話し合ってくださいということをお委員長はおっしゃいました。ただ、そのときに確かに具体的なデータをたくさん示して詳しく説明したわけではなかったということですので、もう一度部会で具体的に話をする必要があるであろうということで、今回は国土交通省にもここに座っていただいて御説明をいただいたわけ。これは、もちろん形を整えるということではなく、部会に専門的な審議が任されている以上、このことをここで取り上げさせていただいて担当部局より御説明をいただいて、委員、専門委員の御意見を伺う必要があるということでございます。

望月専門委員 わかりました。それは良いのですけれども、私が言いたいことは、委員長がどの部分で再度と言われたのかで、そこを理解しないで、結局全く同じ答えを出していった良いのかな、大丈夫なのかという懸念だけなので、そこら辺のところのやりとりをわかっていらっしゃることなので良いと思います。

もう一つ、統合案について現実的な対応は結果的には今のこの案になるということで、私もそれに対して云々はないのですけれども、多分基本的に負担減、負担減というところをずっと突き詰め、それを少しでも楽にしてと考えると、私は最初の統合するところでフェースのところをリンケージさせるところに無理があるのではないかと思います。結果的には1人の人に百何問の設問を、時期はずれたとしてもしなければいけないということがずっとついて回ってしまうところがなかなか解決しにくいところではないかなと思います。もしさっぱりしてしまうのだったら、もうその人たちと別に、統計的にはその調査区の中でピックアップされた同じ人たちだと見ればわかるし、フェースは共有化したのが10項目くらいだということだったので、極論すると住生活総合調査のほうは住生活総合調査だけ、住宅・土地統計調査についてはそこだけという形で割り切るしかそこはないのではないかな。

津谷部会長 別の方向に議論が行ってしまいますので、申し訳ありませんが。

望月専門委員 だから、そういう検討がされなかったのかなと思えました。もうここまで来たものをどうこうという話ではないです。

津谷部会長 ありがとうございます。御懸念は大変ありがたく頂戴したいと思います。

ただ、最後に一言だけ言わせていただくと、また別の方を抽出するとなりますと、実査、特に調査員の負担がまた別にかかってくるということにもなりますし、いろいろなデータのリンケージを進めていくという我が国の政府統計体系の整備という大きな方向性から考えたとき、それはまたそれで別の課題が出てくるようにも思います。ただ、今回の場合、これにつきましてはやはり統合等は非常に難しく、恐らく適切ではないのではないかなということで、繰り返しになりますが、この部会としての意見とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の中心の議題でございます。答申案の審議に入らせていただきたいと思います。

答申案は資料4になります。まず答申案の構成について御説明をいたします。

答申案は最初に前文がございます。

次に1つ目の項目である「1 本調査計画の変更」がありまして、「(1)承認の適否」については、総務大臣から諮問のあった住宅・土地統計調査の変更について「統計委員会」として適当と考えるか否かの判断を記載し、「(2)理由等」では、「ア 調査事項の主な変更」「イ 調査方法の変更等」及び「ウ 集計事項の充実」の3項目を設けて、適宜、表などで整理するとともに、その内容や適否の判断、判断の理由、必要に応じて修正点を記載しております。

1ページから7ページまでが「調査事項の主な変更」、7ページから9ページが「調査方法の変更等」、9ページに「集計事項の充実」について記載がされております。

9ページからは2として前回答申における今後の課題への対応について、11ページには3として基本計画における指摘への対応について、12ページには4として東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等についてそれぞれ記載をしております。

そして12ページには「5 今後の課題」の項目を設けております。ここでは本日の部会審議を含め、これまでの部会審議の中で今後調査実施部局である総務省において検討する必要がある事項について記載をするところでございます。

これから答申案について、ここで審議をいたすわけですが、最後の「5 今後の課題」として整理する事柄ですが、今までのところは特にならぬということになっております。審議の過程でもしこの課題が出てきたら、その時点で整理をさせていただくことにさせていただきたいと思っております。

では、答申案の審議に入りたいと思っております。

「1 本調査計画の変更」についてでございます。

「(1)承認の適否」につきましては「(2)理由等」の検討を行った後で確認をさせていただきたいと思っておりますので、まず「(2)理由等」を御覧ください。ここでは統計審査官室が作成した審査メモに基づき本部会で審議した各論点について、判断の理由や計画の修正点を記載しております。

では、答申案の1ページ、まず調査票甲、調査票乙共通の調査事項についてでございます。

最初の「(ア)変更事項1」を御覧ください。

ここでは「勤めか自営かなどの別」において、1点目が「常雇」の名称を「正規の職員・従業員」に変更すること、2点目が「臨時雇」を「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」に分割することを計画しております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいております。そのため適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 それでは、この部分については当部会として了承とさせていただきます。

続きまして答申案2ページの「(イ)変更事項2」を御覧ください。ここでは「子の住んでいる場所」について2点の変更を計画しております。

1点目は設問について「別世帯となっている子の住んでいる場所」を「子の住んでいる場所」に変更すること、2点目は選択肢区分の関係で従前の選択肢である「子はいない」あるいは「子がいる」にそれぞれ変更すること、また従前の選択肢で「一緒に住んでいる(同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含めます)」の区分に統合することでございます。

これらにつきましても、この部会での審議の結果、御了承をいただいておりますので、適当としております。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして答申案の2ページの下の部分の「(ウ)変更事項3」を御覧ください。ここでは「東日本大震災による転居」の設問の追加について、2点の変更を計画しております。

1点目は「東日本大震災により転居しましたか」により、東日本大震災による転居の有無を把握すること。

2点目は「転居の理由は何ですか」により、最初の質問で「転居した」と回答した場合について転居の理由を把握することです。ただし、審議の結果、「転居の理由は何ですか」については「住宅に住めなくなった」及び「その他」のいずれかを1つ選択するものであることをより一層明確にするために、設問を「転居の主な理由は何ですか」に修正する必要があるなどと指摘をしております。

これらにつきまして何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 それでは、この部分について当部会として了承とさせていただきます。

続きまして答申案3ページの「(エ)変更事項4」を御覧ください。ここでは「住宅の増改築 改修工事等」について、2点の変更を計画しております。

1点目は設問について「(ア)平成16年1月以降増改築や改修工事等をしましたか」につき、時期の限定を外しまして、「(ア)住宅の増改築や改修工事等をしましたか」に。

2点目は「(イ)平成16年1月以降高齢者等のための設備の工事を行いましたか」をまた同じように「高齢者等のための設備の工事を行いましたか」にそれぞれ変更すること、2点目は選択肢区分に「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」を新規に追加することです。

これらにつきまして、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としております。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。それでは、この部分につきましても了承とさせていただきます。

続きまして答申案の同じく3ページの一番下「(オ)変更事項5」を御覧ください。

ここでは水洗トイレ等の設問を削除することを計画しております。

これにつきましても、この部会での審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としております。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

続きまして答申案4ページの「(カ)変更事項6」を御覧ください。

ここでは自動火災感知器設備の有無に関する設問を削除することを計画しております。

これにつきましても、この部会での審議で御了承をいただきましたので適当としております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

続きまして<調査票甲に関する調査事項>でございます。答申案の4ページの「(キ)変更事項7」を御覧ください。

ここでは調査票甲に「現住居以外の土地」に関する調査事項を新規に追加することを計画しております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので、これも適当

としております。了承とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

では、これについても了承とさせていただきます。

続きまして今度は<調査票乙に関する調査事項>です。答申案の5ページの「(ク)変更事項8」を御覧ください。

ここでは「現住居以外の土地」について所有する全区画等を把握する方法から、1.住宅などについては面積の大きい区画から順に3区画まで、2つ目として農地・山林については所在する市区町村ごとにまとめて所有面積の大きい順に2市区町村分までのみを把握する方法に変更することとしております。

これらにつきましても、部会での審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

では、これについても了承とさせていただきたいと思います。

続きまして答申案の5ページの下の部分の「(ケ)変更事項9」を御覧ください。

ここでは「現住居以外の土地」にある「建物の所有者」に関する設問を削除することを計画しております。

これらにつきましては、この部会での審議の結果、御了承をいただいておりますので、ここも適当としておりますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

では、この部分についても部会として了承とさせていただきます。

続きまして答申案の6ページの「(コ)変更事項10」を御覧ください。

ここでは「土地の主たる使用者」について、選択肢に「使用者はいない」という項目を追加することを計画しております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので、これも適当としております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 ありがとうございます。

では、これも了承とさせていただきたいと思います。

続きまして<建物調査票に関する調査事項>でございます。答申案同じく6ページの下部分です。「(サ)変更事項11」を御覧ください。

ここでは「建物内総住宅数」について、今まで調査員が調査の事前準備において作成する「調査対象名簿」に記入することにより把握していた「建物内総住宅数」に係る項目を「建物調査票」に移管して把握することを計画しております。

これらにつきましても、審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としております。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長 それでは、これにつきましても当部会として了承とさせていただきたいと思います。

次に「イ 調査方法の変更等」についてでございます。答申案7ページの一番下の部分を御覧ください。

初めに「インターネットを用いた回答方式を選択できる対象地域の拡大」についてでございます。こうした回答方式を利用できる報告者は、前回の平成 20 年調査では一部に限られていたが、今回の平成 25 年調査では全ての報告者が利用可能となるものでございます。

これらにつきまして、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

津谷部会長 ありがとうございます。

では、これについても了承とさせていただきます。

続きまして答申案の 8 ページにございます「（イ）コールセンターの拡充」についてです。

前回調査における調査対象世帯からの電話照会のピーク時の応答の実績や今回インターネットによる回答可能な地域を全市区町村に拡大することなどを踏まえ、弾力的にコールセンターの対応者の座席の席数を配置するなど、コールセンターの拡充を図ることを計画しております。

これにつきまして、これまでの部会の審議の結果、これも御了承いただきましたので適当としております。これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

津谷部会長 ありがとうございます。

では、部会として了承とさせていただきます。

続きまして答申案 9 ページを御覧ください。「（ウ）集計事項の充実」についてです。

調査事項の変更に伴いまして、関連する集計事項を変更するものでございます。

これについても特段の御意見なく、審議の結果、了承をいただきましたので適当としております。これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

津谷部会長 ありがとうございます。

では、これについて当部会として了承とさせていただきます。

それでは、前回答申における今後の課題への対応に移らせていただいでよろしいでしょうか。

9 ページのちょうど中ごろから下ですけれども、前回答申において指摘された今後の課題について から として端的にその事項を記載しております。

これら 3 つの指摘事項について、総務省統計局が検討した結果の概要を表 15 として 9 ページから 10 ページにかけてまとめております。

次に 11 ページには総務省統計局の検討結果に対する部会としての評価を記載しております。

それでは、順次概略を御説明いたします。

まず、最初に「住宅に関し『質』の確保に留意した調査事項の見直しの検討について」でございます。

表 15 の に記載している検討結果の内容を踏まえ、研究会や施策の立案者である国土交通省との間で検討を行った結果、「『平成 25 年住宅・土地統計調査に関する研究会』において調査事項に関する審議を行うとともに、住宅施策の立案者である国土交通省との間で調査項目の精査を行った。その結果、本調査の平成 25 年調査において、住宅の『質』に関し、新規に把握する必要性のある事項は特にないと結論を得たことは、検討結果として妥当と評価する」としてあります。

次に「世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することの検討について」です。表 15 の に記載している検討結果の内容を踏まえ、研究会において検討を行った結果「当該調査事項に係る調査対象世帯の忌避感やこれを追加した場合の調査実施への影響、他の統計調査の調査票の二次利用による世帯の収入構造等と居住住宅の関係の分析可能性等を勘案すると、当該追加は困難かつ必要

性が低いとの結論を得たことは、検討結果として妥当と評価する」としております。

最後に「本調査と住生活総合調査との統合の是非等の検討について【P】」でございます。これは今回の第4回目の部会で審議をしていただくということでPとしておりますけれども、統合は困難であり、その妥当性についても疑義があるという先ほどの審議の結論をいただきましたので、統計審査官室と総務省統計局ともう一度調整をしていただき、文言その他表現の仕方につきましては、部会長である私に御一任をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。皆様方の御意見については反映をさせていただきよう、私のほうで最善を尽くしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、次に11ページの基本計画における指摘への対応についてに移らせていただきたいと思います。3でございます、11ページの下半分です。

本調査は、基本計画において住宅・土地に関する統計体系について検討するよう指摘をされております。その結果については表16で整理をしております。このような検討結果を踏まえ、部会の評価としては12ページに記載をしておりますが、「指摘に関する総務省の検討結果については、本調査の結果と国勢調査の結果との整合が取りやすくなるように集計上の工夫を行っていることが認められることから、基本計画における指摘への対応として評価する。なお、指摘及びに係る評価については、前述2のとおりである」。これは2つ重複しておりますので、もう既に前述した2のところまで述べているとしております。

これについて何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、御了承をいただいたものといたします。

では、次に12ページの「4 東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等」についてです。

これについては、調査に当たっては代理申告や市区町村が所有する行政記録情報等によるデータの補完を行うなどの対応を行うことを計画しております。

これまでの部会の審議の結果、御了承をいただきましたので適当としておりますが、これについて何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、特に御意見がないようですので、御了承をいただいたものとさせていただきます。

続いて、最後12ページ、「今後の課題」についてでございます。今日は時間が足りなくなるのではないかと私は心配いたしまして、かなり駆け足で審議をしてみました。この答申案だけではなく、その前に2つの調査の統合についてもたくさん御意見が出ておまして、先に進めてしまいましたけれども、それも含めて今後の課題としてここでやはりこういうことについて示したほうが良いのではないかと御意見がございましたら、いただければと思います。

どうぞ、白波瀬委員。

白波瀬委員 2点あります。

1点目は、やはり調査方法の変更という形でかなり変わりましたので、その変化に伴う問題の抽出と問題の改善に向けた取り組みを継続的に検討していただきたい。

2点目は、東日本大震災後の影響につきまして、復興という観点から住宅・土地という所有形態の点についても継続的に検討していただきたいという2点でございます。

津谷部会長 ありがとうございます。

今、御指摘が出ましたが、白波瀬委員の今の御意見に関する御意見も含めて何かございますでしょうか。

どうぞ、望月専門委員、お願いいたします。

望月専門委員 ばらばらでも良いですか。

津谷部会長 もちろんでございます。どうぞ。

望月専門委員 私が一番気になるものは、今後に向けては最初の住宅の質に関する議論を、次回の調査に向けて基本的にいろいろな観点で議論していただきたいなというのがあります。その中でも質とはどういうものだという概念の話と、もう一つ、賃貸住宅についての質の言及というか、調査をもう少し充実していく必要があるのではないかなという感じがします。ぜひそこら辺を俎上にのせていただければなというのが私のほうからの希望です。

津谷部会長 何かそのほかにございませんでしょうか。

どうぞ、大江専門委員。

大江専門委員 今後の課題に書くべきというしっかりした考え方ではないのですが、最後ですので感想めいたことも含めて申し上げたいと思います。今日最初のほうでの住宅・土地統計調査と住生活総合調査の統合に関する事柄も踏まえてなのですが、5年後の次の調査とか、あるいは10年後の調査を考えたときに、やはりこのまま行きますと同様の問題が議論されることになっていくと思うので、それについて検討する必要がある。中長期的に住宅・土地をめぐる調査の組み立て、あるいは役割分担についてどうしていくかを検討する必要があるということが1点です。

もう一つは、それに関連してなのですが、今日もかなり調査技術的なことをめぐっての議論だったと思うのですが、住宅・土地統計調査が大きく2つの性格を持っていて、1つは中間時における国勢調査の補完的なデータを収集するという意味合いと、住宅政策に反映するという意味合いだと思います。前者のほうは若干の変更等はあるにしても、調査項目に関してほぼ一貫して変わらないわけですが、後者のほうに関しては相当前までさかのぼっていくという調査項目や集計項目の変更があるわけです。例えばオイルショックのときには紙が足りないからといって、集計項目が減って刊行される巻のボリュームが圧倒的に少なくなるということがありましたし、土地に関してはバブルのときの土地をめぐるさまざまな社会状況を反映した形で項目が出てきたりというような形で、時代の波にさらされて変化していく形になってきていると思うのです。

これから5年10年を考えていったときに、恐らく住宅政策は大きく転換する可能性があると思うのです。今までのこの調査に関してもやはり住宅が増えていく、そして家族が成長していくことに向けていかに住宅ストックを豊かにしていくかという形で行ってきたわけですが、家族は縮小していく、高齢者が全体の30%、40%となっていく中で世帯の規模も小さくなっていく。先日、人口研の推計が出たばかりですが、そういう状況の中で住宅ストックをどういうふうにしていくか、それはもう現下の課題になっているのですが、大きくそういう枠組みが変わっていく中で何をどのように調査するかということは相当考え直さなければいけない状況になってくるのではないかという気がします。

そういった住宅政策に本当に反映していくものとしてどういう調査が必要で、その役割分担としては住宅・土地統計調査に入れるもの、住生活総合調査で行っていくもの、その他のものと考えなければいけないと思います。

そういうことで今日の議論はそういうものの出発点にあると思いますので、少し中長期的な形で考えていくべきではないかと思います。今、申し上げたことは「今後の課題」の答申文書に入るものとは思いませんけれども、そういうようなことが全体を通しての感想でございます。

津谷部会長 貴重な御意見をありがとうございました。

結論を言いますと、このことについては事務局、政策統括官、総務省統計局、国土交通省、そして私でこの部分を引き取らせていただいて話し合い、そしてこの部分の案をつくりまして、委員、

専門委員の皆様方に後ほどそれをメールでお送りをして御覧いただくことになるかと思うのですが、現段階で思いますことは、先ほどの調査方法、これはインターネットを全面導入した、コールセンターを大幅に拡充するということですが、この結果がどうなるのかということの検証を行い、それを次々回の平成 30 年の調査に生かしていくべきということであったかと思えます。

もう一つは、東日本大震災の影響ですが、今回は震災後、最初の住宅・土地統計調査という視点から、政府統計の中でいろいろなさまざまな面から東日本大震災の影響の情報を収集していくことの一環かと思うのですが、1回でやめないで、その後の5年後、平成30年の調査でも今度は復興という視点から情報を収集していくべきであるという御意見だったかと思えます。

もう一つは、住宅の質についてですが、これについては前回諮問の際に「今後の課題」として記載されており、今回の諮問では担当部局による検討の結果は適切であるということで諮問案に盛り込みました。ただ、今、望月専門委員がおっしゃった意図は、中長期的に住宅の質に関する情報は非常に大切である、我が国の住生活をめぐる統計体系の中でこの情報はこの調査に限らずやはり収集して検討していくべきだということかと私は理解をいたしました。

ただ、担当部局による検討結果を適当とした後でもう一回住宅の質について検討しなさいということをして次回の平成25年の住宅・土地統計調査の「今後の課題」にすることは、論理の齟齬が起こるように思います。賃貸住宅に関する調査についても、情報が十分でないという専門家からの御意見であると思えますが、住宅・土地統計調査の「今後の課題」ということではなくて、賃貸住宅に関する調査も必要ではないかという御意見であったと私は理解をいたしました。これは中長期的な視点から住宅・土地をめぐる統計の中でこういうものが不足しているという御指摘であると思っております。

大江専門委員からも住宅・土地をめぐる異なった調査について、悉皆調査である国勢調査を含めて今後の役割分担の方向性を考えていくべきであろうという御指摘であったかと思えます。住宅・土地統計調査には、国勢調査の補完と住生活全般の統計という両方の役割があるという御指摘であったかと思えます。この点についても、1回のことで終わるのではなく、中長期的に検討していくべきであろうと思えます。今回、人口・社会統計部会で審査したのは世帯・住戸から見た住宅・土地統計調査ですが、それ以外にも法人から見た住宅・土地調査もございますので、これらについても次期の基本計画を含めて考えていくべき課題であろうと思えます。私がここで個人的にお約束はできないのですが、これからの我が国の政府統計を考えていく中での中長期的な御指摘であると思えますので、大変ありがたく思っております。

これについては、「今後の課題」に入れるかどうかについて私と事務局にひとまず引き取らせていただいて考えさせていただき、その結果をできる限り早く委員、専門委員にお示しをしたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

廣松委員 一言だけよろしいですか。今の両専門委員の大変貴重な御意見に関して、当然議事録に残るわけですから、25年の調査はともかく、それを今後の、特に30年以降の調査の基本的な考え方の参考にさせていただくということにして、今回の「今後の課題」に書くかどうかは部会長等の御判断にお任せします。

細くなり過ぎて恐縮なのですが、今、改めて見ていて気になった点です、今さら恐縮なのですが、答申案でいうと4ページの<調査票甲に関する調査事項>のうち、今回「現住居以外の土地」に関する調査事項が追加されました。私は、これは大変大きな前進だと思います。今まで調査票乙だけでしたけれども、今度は調査票甲で350万近くデータがとれるということは大変良いのですが、細かいところで、今、見ていて気になったことは、選択肢として「宅地など(農地・山林以外の土地)」とありますが、「宅地など」のところにある「原野 荒地 池沼なども含めます」

はこのままで良いのか。あるいは利用する上では、「現在の住宅」などと選択肢をに分けたほうが良いのか、気になりました。そこに注意書きとして書いてある「原野 荒地 池沼」のところが気になったということです。これは実際に調査を行って見ないとわからないかもしれませんが、「宅地など」で住宅用地や事業用地をどうするのかなど、細かいことを言い出すと切りがないかもしれませんが、現在の選択肢で良いのか、それとも住宅用地、事業用地、それ以外と分けたほうが良いのか、気になりました。この項目は今回、新しい項目として入ったものですから、25年の調査の段階で御検討いただくのがいいのか、その調査結果が出てから次回に向けて御検討いただくのがいいのか、その点が先ほど改めて見て気になったところです。

それから、これもまた大変細かい点ですが、先ほどの今日の前半のところの議論で出た11ページの、ペンディングにしたところです。書き方の問題かもしれませんが、「本調査と住生活総合調査との統合の是非等に関して」という書き方について、統合と同時に同時実施のことにも議論したわけですから、「等」をどう読むかですけれども、前回の「今後の課題」の表現は10ページのところの一番最後にありますとおり、「統合すること等の是非及び可否」という書き方になっていることから、統合と同時に同時実施のことに関してもここで議論をしたという意味で、そこはそういうふうに直したほうが良いのではないかと思います。

津谷部会長 済みません、先生、2点目のことについては、統合だけではなく同時実施も入れたほうが良いということでしょうか。

廣松委員 そうです。の表現として、「本調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討」という表現にしてはどうかという意味です。

津谷部会長 わかりました。

廣松委員 要するに10ページの一番下3行の表現をそのまま使うという意味です。

津谷部会長 そのまま前回答申の表現を用いたらどうかということですね。わかりました。

第1点目の点ですが、これは前回までは調査票乙に入っていた項目を調査票甲に入れてきた。それにより350万住戸に係る非常に膨大な情報量になるということですが、統計局、何かこれについてございますでしょうか。

平澤課長補佐 この事項でございますけれども、従来から、調査票乙で土地の種類を聞いておりますが、その設問と同じ記述にしてあります。池沼等につきましては、この設問の区分の趣旨が「農地」「山林」と「それ以外」という分類でございますので、池沼等をお持ちの方がどこに入るのかが分りにくいということで、注記を付してあるところでございます。ですので、今回、調査票甲としましては新たな調査事項ではあるのですが、捉える項目としましては従来から調査票乙で捉えている調査事項と同様でございます。また、土地の分類については、調査票に簡単な注記はしてありますけれども、世帯に調査票と一緒に配布する「調査票の記入のしかた」にも、どういう土地はこちらに含みますというような注意書きを記述いたします。

廣松委員 継続性という意味で、今、変えるとまた問題が起こるかもしれませんが、言いたかったことは、「宅地など」といったときに原野とか荒地とかも入れるのは、良いのかという単純な疑問です。

津谷部会長 どうぞ、白波瀬委員。

白波瀬委員 土地とは何かだという説明文だとわかりやすいと思います。逆に言えば荒地とか原野についての対処に困るのであれば、そちらのほうを主語にして「原野、荒地は土地などに含めます」とかのほうがわかりやすいと思ったのです。でも、これはきっとこれまでから、こういう形で使われているんですね。

津谷部会長 従来からずっとこの表現が使われてきたのですか。

平澤課長補佐　そうです。調査票乙では前回、前々回もこのような分類、このような表現で実施しているところがございます。

津谷部会長　ただ、余りにも選択肢の上に書き込み過ぎますと、今度は別の意味で大変かなと思います。前回、前々回とずっとこの表現を使っていたものを、今回は調査票乙から調査票甲に移したということですので、これでよろしいでしょうか。よほど明らかに、これは本当にまずいということでない限り、できれば時系列の継続性を考えますと、この表現のままをお願いをしたいと思います。

では、恐れ入りますが、冒頭の1ページの答申案にお戻りいただけますでしょうか。

これまでの内容を集約する形で、「承認の適否」において今回の住宅・土地統計調査における調査計画の変更については承認して差し支えない、ただし以下の「(2)理由等」で指摘した事柄については計画を修正する必要があると結論づけております。「(2)理由等」で計画の修正が必要とされた箇所に対して、調査実施者である総務省統計局が適切に対応することを条件に承認をして問題ないとするものでございます。

先ほどから御意見をいただいたものやペンディングになっているものについては、後でまた整理をさせていただきますが、それも含めまして皆様方にメールで必ずチェックさせていただきますので、この「承認の適否」について承認して差し支えないとすることに御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長　ありがとうございます。

では、御異議なしということで、この部分については当部会として了承とさせていただきます。

以上で、今日の第41回目の部会、住宅・土地統計調査の答申案についての審議は一応終わりでございます。ただ、本日の審議を受けまして、答申案で修正を行う、もしくはペンディングにしておりましたものに関し、事務局と私とで案をつくって皆様にお示しをするものがございます。

1つは先ほどの廣松委員のほうから御指摘がございました11ページの中ごろの2の「本調査と住生活総合調査との統合の是非等の検討について」、このキャプションの表現もやはり前回答申の表現をそのまま「本調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討について」とかいうふうに表現を直す、そしてこの内容を今日の審議をもとに整理させていただくということが第1点。もう一つは、最後の12ページの「5 今後の課題」でございます。これについてはここに書いてしまいますと次回も審議の対象になってまいります。何度も何度も「今後の課題」として同じことを書き続けること自体、ある意味では余り望ましいことではないということも含めまして、非常に細かいことはできればここに書かないほうが良いのかなということもございますので、今日の審議の結果を参考に、それを反映させて、私と事務局のほうでこの部分を考えさせていただきます。表現などについては御一任をいただきましたので、その修正を加えた答申案を事務局から委員、専門委員の皆様にお送りいたしますので、その修正箇所をチェックしていただきお返事いただくようお願いいたします。

そういうことで、答申案全体につきましては、このようなしかなるべき修正を行うことを前提に、本部会として御了承をいただいたとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

津谷部会長　ありがとうございます。

御了承いただきました答申案、先ほどから何度も言っておりますが、また再度皆様にご覧をいただきまして、所要の修正を経た後、来月2月15日の金曜日に開催が予定されております「統計委員会」に提出をいたし、今回の部会の審議の結果の概要とあわせまして、部会長である私から報告を

することといたしております。

本部会における住宅・土地統計調査の変更に係る審議は本日をもって終了となります。昨年 12 月から 4 回にわたり御多忙な委員、専門委員の皆様に御審議をいただいた結果、修正はございますが、何とか答申案を取りまとめることができました。各委員、専門委員を初めとして、御参加いただいた皆様に部会長として厚く御礼を申し上げます。大変勉強になりました。ありがとうございました。

それでは、この部会の審議はこれで終了いたします。